番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	水産部	漁政課		平成20年度LED水中灯使 用による夜間一本釣り操業 の燃油節約に関する業務委 託	1,200,000	長崎市文教町1-14 国立大学法人長崎大学 学長 齋藤 寛	本県では、漁船漁業構造改革の推進の一環として、平成18年度から省エネや省人・省力化等の低コスト化、漁獲物の付加価値化など新たな技術等にかかる漁業者等からの提案を受け、産学官の有識者で構成する「長崎県漁船漁業構造改革推進協議会」で、提案の効果や技術面などの課題や実用化の可能性について検討している。平成20年度に漁業者から提案された「LED水中灯使用による夜間一本釣り操業の燃油節約」は、協議会において、「一本釣りの省エネ対策として将来的にも必要な案件であるので、国の事業の活用も含めて継続検討する。」ことと整理された。しかし、対象魚種の蝟集効果や適した光力・波長等、導入に際しての基礎知見がほとんどないことから、実証試験を行う前に、漁船漁業構造改革推進事業にかかる技術改良・実験委託事業により長崎大学に基礎的な研究を委託することが協議会で承認された。この研究にあたっては、漁法や漁具に対する高度な科学的解析力が必要であるとともに、県内漁業の現状や、魚の行動に関する知見が求められる。これら知見をもしている。また、本研究は頻繁に漁船に対する同乗し、調査解析を行う必要があることから県内唯一の水産学部を有する同大学に委託することが効率的かつ効果的である。これらの理由により、他と競争できず、受託先は長崎大学に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
2	水産部	資源管理課		平成20年度長崎県栽培漁 業センター種苗生産及び施 設管理等事業委託	210,200,000	佐世保市小佐々町矢岳168 株式会社長崎県漁業公社 代表取締役社長 藤井 健	センターが計画している多種、大量の種苗生産を一括して行い、併せて施設管理を行っていくには、十分な生産実績や技術水準、実施体制を必要とし、県内では、センター設立当初より当該業務を受託している漁業公社が業務内容を熟知しているとともに、当該施設を利用して多種の種苗生産を安定して実施してきた実績があるため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
3	水産部	資源管理課	H20.4.1	漁船登録システムサポート 及び保守管理委託業務	1,417,500	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支店 支店長 田中 大吾	本システムは、県の委託事業により、日本電気㈱長崎支店が改修・開発したものである。本システムを保守するにあたって、システム障害になった場合、業務に支障をきたさないよう迅速に対応できる業者はシステムを開発し、プログラミングを熟知している同業者の他にないため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	水産部	資源管理課	H20.4.1	平成20年度漁獲可能量(TAC)管理委託業務	6,700,000	長崎市京泊3-3-1 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 柏木 哲	TAC(漁獲可能量)の適正な管理を行うためには、TAC対象魚種の漁獲・水揚情報の迅速かつ的確な把握、TAC制度の普及・啓蒙・指導等が必要であり、県内各地の産地市場や漁協にTACシステムを搭載したパソコンを設置し、報告体制を整備している。システムの運用には、専門的知識が必要であり、また管理漁協の数が多いことから、TAC対象魚種の漁獲量の9割を占める中型まき網漁業者で構成する長崎県旋網漁業協同組合に委託した方が、円滑に運用できる。また同漁協はまき網漁業に関する知識が豊富なことから、TAC制度の普及指導が容易なため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
5	水産部	資源管理課		平成20年度漁獲管理情報 処理システム保守·整備業 務委託		長崎市大黒町9-22 大興電子通信株式会社九州 支店長崎営業所 所長 沖田 和郎	本システムは、漁獲可能量の適正な管理を行う目的で、県内の漁協、産地魚市場から漁獲情報を収集するために県の委託事業において大興電子通信㈱が開発したものである。本システムを保守するにあたって、システム障害になった場合、TAC委託業務に支障を来さないよう迅速に対応できる業者はシステムを開発し、プログラミングを熟知している同業者の他にないため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
6	水産部	資源管理課		平成20年度長崎県漁獲管 理対策事業にかかる漁獲・ 水揚等情報収集業務委託	4,775,400	長崎市京泊3-3-1 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 柏木 哲	TAC(漁獲可能量)の適切な管理を行うため、県内の漁獲量や水揚量の情報を迅速かつ的確に収集を行う必要がある。県内において、対応できるのは、対象漁獲物の水揚、集荷・出荷を専門的に行っている長崎県旋網漁業協同組合に限定されるため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
7	水産部	資源管理課		平成20年度天然種苗供給 システム事業化実証事業委 託業務	5,683,000	佐世保市小佐々町矢岳168 株式会社長崎県漁業公社 代表取締役社長 藤井 健	当該委託業務は、定置網に入網する天然幼魚の有効活用を図るため、これら幼魚を放流用又は養殖用種苗として、県内各地に供給するシステムを構築することを目的としている。 天然幼魚を供給するためには、定置網に入網した幼魚について、一定のロットが揃うまでの間、給餌等を行いながら養成する必要があり、また、放流実施者や養殖業者からの需要に応じ、迅速に県内各地に供給することが必要である。従って、当該業務については、幼魚期の養成技術や県内各地への種苗供給のノウハウを有することが必要であることから、契約の相手方は、県栽培漁業センターの設立当初から当該センターの種苗生産業務を受託し、多種多様な魚種の種苗生産に関する経験と技術力を有すると共に、安定した種苗生産を行ってきた実績があり、加えて、県内各地への養殖用種苗の供給実績を持ち合わせている(株)長崎県漁業公社に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	水産部	資源管理課		平成20年度イルカ目視調査 用航空機借り上げ	スナ172型	エス・ジー・シー佐賀航空株 式会社 代表取締役 中山 光吉	本業者は、県内に事業所を有し、唯一イルカ目視調査の実績と、航空漁業取締業務の実績を有しており、本県海域について熟知している。さらに、セスナ飛行機で調査を実施している航空会社としては、唯一長崎空港に事業所を設置し、航空機も長崎空港を基地としている。これにより、緊急出動などの対応が可能であることから、円滑な業務の遂行が期待できるため、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
9	水産部	資源管理課		平成20年度イルカ捕獲作業 委託業務	2,984,000	575-61 勝本町漁業協同組合 代表理事組合長 大久保 照享	イルカ被害対策事業とは、長崎県海域に来遊するイルカの 航空機による目視調査の調査海域の決定資料が必要となる ため、人工衛星標識を装着するイルカを生きたまま捕獲し、 捕獲方法は追い込み網漁法に限られている。 本県において、追い込み網漁法によるイルカの生体を捕獲 する技術を持ち、かつ捕獲経験があるのは勝本町漁業協同 組合に限られるため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
10	水産部	資源管理課		平成20年度イルカ忌避装置 効果調査委託業務	1,680,000	長崎県長崎市文教町1-14 国立大学法人長崎大学 学長 片峰 茂	イルカ被害対策事業は、イカ釣り漁業におけるイルカ忌避装置の効果試験を実施し、夜間操業中のイカ釣り漁船にイルカ忌避装置と、周囲に来遊するイルカを計測する機器を装備し調査することとしている。本業務の実施は、夜間操業中の漁船上における機器類(忌避装置及びイルカの計測機器)の運用及びデータ収集に慣れていて、かつイルカについて知見のある機関に限定される。長崎大学(水産学部)は漁業に関する学術研究機関であり、漁船上での計測機器類に習熟している。また、本県においてイルカ研究を行っている唯一の研究機関であるため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
11	水産部	漁業取締室		平成20年度指導用海岸局 の無線業務委託	6,000,000		漁業指導用海岸局として無線業務を実施できるだけの技術・施設・体制を有する県下唯一の無線局であるため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	水産部	漁業取締室	H20.4.1	平成20年度漁業取締用航空機借り上げ料	昼間運航1時間/セスナ 172型 70,000 円 夜間運航1時間/セスナ 172型 124,000 円 昼間運航1時間/セスナ 303型 130,000 円 夜間運航1時間/セスナ 303型 230,000 円	エス・ジー・シー佐賀航空株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長崎県内で唯一航空漁業取締業務の実績を有し、昼間・ 夜間における同事業を円滑に実施できる。また、長崎空港に 事務所を設置し、航空機も長崎空港を基地とするため、緊急 出動などの対応が可能であり、円滑な漁業取締業務が期待 できるため、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
13	水産部	水産振興課	H20.4.1	魚類養殖多様化推進事業に かかるマハタ養殖試験	2,730,000	五島市福江町1190-9 五島漁業協同組合 代表理事組合長 石山 藤 太郎	本業務は、新養殖対象魚種の稚魚から成魚まで一貫した 養殖試験を実施し、当該魚種の成長、生残、飼育経費等に 関するデータを収集することが目的である。成魚までのデー タの収集期間は概ね3年間を予定しており、今年度は2年目 となることから受託機関を変更することは困難であり、他と競 争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
14	水産部	水産振興課	H20.4.1	魚類養殖多様化推進事業に かかるマハタ養殖試験	4,320,000	佐世保市針尾西町614-6 針尾漁業協同組合 代表理事組合長 松原 久 男	本業務は、新養殖対象魚種の稚魚から成魚まで一貫した 養殖試験を実施し、当該魚種の成長、生残、飼育経費等に 関するデータを収集することが目的である。成魚までのデー タの収集期間は概ね3年間を予定しており、今年度は2年目 となることから受託機関を変更することは困難であり、他と競 争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
15	水産部	水産振興課	H20.4.1	魚類養殖多様化推進事業に かかるマハタ養殖試験	1,830,000	長崎市野母町4061-7 匠水産 代表 冨永 匠	本業務は、新養殖対象魚種の稚魚から成魚まで一貫した 養殖試験を実施し、当該魚種の成長、生残、飼育経費等に 関するデータを収集することが目的である。成魚までのデー タの収集期間は概ね3年間を予定しており、今年度は2年目 となることから受託機関を変更することは困難であり、他と競 争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
16	水産部	水産振興課	H20.4.1	魚類養殖多様化推進事業に かかるホシガレイ養殖試験	2,040,000	長崎市三川町1221-13 有限会社三建商事 代表取締役 鶴﨑 貞治	本業務は、新養殖対象魚種の稚魚から成魚まで一貫した 養殖試験を実施し、当該魚種の成長、生残、飼育経費等に 関するデータを収集することが目的である。成魚までのデー タの収集期間は概ね3年間を予定しており、今年度は2年目 となることから受託機関を変更することは困難であり、他と競 争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
17	水産部	水産振興課	H20.4.1	魚類養殖多様化推進事業に かかるホシガレイ養殖試験	1,700,000	平戸市野子町1199-2 イワミ水産 代表 納屋 巖水	本業務は、新養殖対象魚種の稚魚から成魚まで一貫した 養殖試験を実施し、当該魚種の成長、生残、飼育経費等に 関するデータを収集することが目的である。成魚までのデー タの収集期間は概ね3年間を予定しており、今年度は2年目 となることから受託機関を変更することは困難であり、他と競 争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	水産部	水産振興課	H20.4.1	長崎魚市場管理運営に関す る業務及び事務委託	76,639,500	長崎市京泊3-3-1 (社)長崎魚市場協会 会長理事 柏木 哲	場内の秩序保持の実績があり、業務を公平かつ円滑に推進するための相手方としては、場内に事務所を構えている当協会以外にないため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
19	水産部	水産振興課	H20.4.1	長崎県地方卸売市場長崎魚 市場統計年報作成業務委託	1,764,000	長崎市京泊3-3-1 長崎魚市株式会社 代表取締役 吉田 孝	長崎魚市場の業務について十分熟知し、高度な能力・知識・経験を要することから、唯一の卸売業者である長崎魚市㈱の他に本業務を行うことはできないため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
20	水産部	水産振興課	H20.4.1	長崎魚市場卸売場棟施設 修繕業務委託	6,806,520	長崎市京泊3-3-1 長崎魚市株式会社 代表取締役社長 吉田 孝	卸売場棟及び活魚センターの機能と機器を熟知し、県が実施する場合と同等の方法・内容で、設計・発注・監督・検査を行うことができる者は長崎魚市株式会社しかいないため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
21	水産部	水産振興課	H20.4.1	長崎魚市場監視業務委託	15,876,000	長崎市京泊3-3-1 長崎魚市株式会社 代表取締役社長 吉田 孝	長崎魚市株式会社は長崎魚市場における唯一の卸売業者で、市場内に社屋を構え24時間365日の監視業務が可能である。また市場業務及び施設・機器を熟知しているため、市場業務に支障をきたさない監視体制が確保できる業者は他に無いため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
22	水産部	水産振興課	H20.4.28	魚類養殖多様化推進事業に かかるホシガレイ養殖試験	1,960,000	南島原市南有馬町甲1210 有限会社乙島水産 代表取締役 本西 貴司	本業務は、県内各海域で新養殖対象魚種の養殖試験を実施する業務内容であることから、これまでの養殖事業の経験が豊富で養殖技術が高く、当該魚種の成長、生残、飼育経費等に関するデータを把握し、適切に報告する能力を有することが委託機関選定の条件となる。島原半島地域における陸上養殖委託機関としては有限会社乙島水産しかなく、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
23	水産部	水産振興課	H20.4.28	魚類養殖多様化推進事業に かかるホシガレイ養殖試験	2,060,000	五島市富江町富江357-146 株式会社ニシケン 代表取締役 出島 誠	本業務は、県内各海域で新養殖対象魚種の養殖試験を実施する業務内容であることから、これまでの養殖事業の経験が豊富で養殖技術が高く、当該魚種の成長、生残、飼育経費等に関するデータを把握し、適切に報告する能力を有することが委託機関選定の条件となる。五島地域における陸上養殖委託機関としては株式会社ニシケンしかなく、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
24	水産部	水産振興課	H20.5.1	魚類養殖多様化推進事業 にかかるマハタ種苗生産業 務委託	8,100,000		本委託は、新養殖魚種であるマハタの種苗生産を行う業務であることから、養殖生産事業の経験が豊富で養殖技術が高く、当該魚種の成長、生残、飼育経費等に関する養殖データを把握し、適切に報告する能力を有することが委託機関選定の重要な条件となる。また、生産された種苗はウイルス耐過魚であることが必要であり、これらの条件を満たすのは株式会社長崎県漁業公社しかないため。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	水産部	水産振興課	H20.6.4	長崎魚市場新活魚センター冷却装置修理工事	1,312,500	長崎市京泊2-8-37 長崎冷凍工業株式会社 代表取締役 山口 峯義	当該業者は、同センター建設当初頃から修理・メンテナンスに携わっており、活魚の管理システムに熟知している。安全かつ円滑に工事を実施し、不測の事態に対応できる業者としては、実績と管理システムに熟知している当該業者しかないため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
26	水産部	水産振興課	H20.8.21	第46回長崎県水産加工振 興祭開催事業業務委託	2,500,000	長崎市多以良町1551-4 社団法人 長崎県水産加工 振興協会 会長 柏木 哲	「第46回長崎県水産加工振興祭水産加工製品品評会」は、全県下の水産加工業者を対象とし、その水産加工業者から出品された出品物の品質及び製造技術を審査評価するため、高度な専門知識を要する。これに対応できる団体は、水産加工業者の県下統一組織として設立され生産から流通までの総合的な知識を有している(社)長崎県水産加工振興協会の他にないため、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
27	水産部	水産振興課	H21.1.31	長崎魚市場海水処理施設改 修工事	1,974,000	長崎市出来大工町42 (有)ウォーターテクノ 代表取締役 中村ケイ子	市場の機能や当該装置に熟知していない業者が施工したとき、市場機能を停止させることが考えられることから施設のメンテナンス・修理に精通している左記業者に相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
28	水産部	水産基盤計画課	H20.4.1	平成20年度タイラギ漁業対 策事業委託	4,000,000	諫早市小長井町小川原浦 499 タイラギ漁業対策事業受託 共同体 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆 喜	本業務は、諫早湾及び有明海において、タイラギ等の害敵であるトビエイの駆除を行うものであり、事業の実施にあたっては当該海域においてタイラギ漁業者の所属する漁協が、タイラギ等の生息状況及び生態に関する知見を持ち事業遂行に適当であると判断されるため、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
29	水産部	水産基盤計画課	H20.6.6	平成20年度有明海地区漁 場環境保全創造工事(海底 耕耘業務委託)	97,650,000	諫早市小長井町小川原浦 499 南北高海区漁業協同組合長 会 会長 新宮 隆喜	本事業では、生産力の低下した海域の海底を桁網で耕耘作業が可能である漁船により、効率的に行う必要がある。このためには、当該海域の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。上記条件に適合するのは、有明海の沿海漁業協同組合に属する底曳き網漁業者等であるが、実施箇所の面積が広く、多数の漁業者あるいは漁協に業務を委託する必要が生じるため、施工管理に多大な労力を要し、また事業の実施精度に不均衡が生じる恐れがある。この点において、有明海の沿海漁業協同組合で構成された「南北高区漁業協同組合長会」は、構成員が当該漁船を所有し、円滑、確実、迅速な業務の遂行が図られる唯一無二の団体であるため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	水産部	水産基盤計画課		平成20年度藻場調査業務 委託	2,992,500	長崎市元船町17-1 (社) 水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	この業務は、漁場環境保全創造事業(海藻バンク)実施地区の海藻着生状況等を調査するものであり、契約の相手方には、海洋特性・水産生物の生態についての専門的知識等が必要である。 (社)水産土木建設技術センター長崎支所は、海洋関係・水産生物の専門的知識を有する職員で構成され、磯焼け対策事業及び沿岸漁場整備開発事業等に関する調査業務の海況・水産生物の生態に関する数多くのデータを整備・蓄積している。今年度の実施予定箇所についても、バンク造成時の事前調査等を実施しており、事前調査と同一の基準(視点)での調査を実施可能である。また、過去に実施した他地区の海藻バンクの調査業務についても当センターが実施しており、同一の基準で状況を比較することができる。このため、造成前後の対比および他地区との比較による事業効果の判定が可能となり、より効果的な造成手法の確立に向けたデータ、知見の蓄積を行うことができる。加えて、海藻の種苗が着生するには、着生基質に対する波浪や流動の影響について水産土木工学的見地からの考察も行う必要がある。これらの専門的な知識と技術双方に精通しているものは、本県では当センターのみであるため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
31	水産部	水産基盤計画課	H2016201	平成20年度漁場環境美化 推進事業			有明海及び周辺海域において海面等の清掃を行うものであり、清掃は海域内に所属する漁協及び漁業者が協力し実施するが、対象海域には多数の漁協があり、広域的かつ機能的に事業を実施するため、県内漁協の上部団体である長崎県漁業協同組合連合会に相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	水産部	水産基盤計画課	H20.7.4	平成20年度高濃度酸素発生装置を用いた養殖アサリ漁場における貧酸素対策試験業務	8,295,000	石339-41	「平成20年度高濃度酸素発生装置を用いた養殖アサリ漁場における貧酸素対策試験業務委託実施要領」(以下「委託実施要領」という。)に定めた業務を効果的に遂行するためには、3つの条件が必要となる。第一に、委託実施要領に記載した区画(10m×10m)内の海水中に十分量の酸素を供給し、区画内の貧酸素状態の解消に必要な条件等のデータを得るためには、低温の高濃度酸素海水を401/min以上で吐出し、かつ、吐出する海水中に溶けている酸素濃度が50mg/L程度の能力が理論上必要となり、酸素を海水に高濃度に溶解させる技術とその能力を持つ装置が求められる。第二に、当該業務に使用する装置は、夏場の炎天下の海上で5m×10m筏の上において24時間運転を続けることが最低限必要な条件であり、高気温や塩害等の影響をからの過酷な状況下で、安定的に装置を運転するためには、常に装置の運転状況の監視し、かつ、こまめなメインテナンスが求められる。第三に、当該業務で調査する項目である水質や流体、生物等の各種調査に関する技術的、学術的な知見と経験である。このようなことを踏まえ、酸素を海水に高濃度に溶解させる技術と当該業務に必要な高濃度酸素海水を発生させる技術と当該業務に必要な高濃度酸素を無水を発生させる技術と当該業務に必要な高濃度酸素を加速できること、さらに、閉鎖循環式陸上養殖施設に代表されるように、閉鎖した環境中の安定的な水質管理と魚介類を飼育する技術を持ち、水の流れや水中の酸素濃度分布等を把握する技術についても、潮汐、風、波浪等の海の流動環境を再現する水理実験施設を保有して様々な技術を提供するなど、当該業務に必要な技術的、学術的な知見と経験を有している業者に見内では株式会社ジャパンアクアテックが本県唯一の業者であるため、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
33	水産部	水産基盤計画課	H20.7.7	平成20年度中層型浮魚礁 効果調査モデル事業	18,375,000	長崎市元船町17-1 (社) 水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	この業務を遂行するには、漁場造成事業にかかる技術知識を有し、現在までの本県における事業(水産基盤整備事業、旧沿岸漁場整備開発事業)等の実績や経過等に関する知識が必要である。 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所は、漁場造成に関する水産技術及び水産土木技術の専門的知識を有する職員で構成された公益法人であり、本県の漁場造成事業に関する多くの調査業務を取り扱い、漁場造成にかかる事前調査、魚礁の設計、効果調査などについて信頼度の高い成果を上げている。また、当センターでは本県の造成漁場における生物生態的及び土木技術的な数多くのデータを整備し活用できる体勢を整えているため、従来の魚礁と中層型浮魚礁の効果の相違を検討することが可能である。現在、本県海域の漁場造成について豊富な技術知識を有し、その技術知識に立脚した調査が可能なのは、社団法人水産土木建設技術センター長崎支所一者であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
34	水産部	水産基盤計画課	H20.7.14	平成20年度漁港航空写真 撮影業務委託	6,510,000	大村市箕島町593番地 エス・ジー・シー佐賀航空 (株)長崎支店 支店長 有川 太郎	近年の急激な原油高によって、漁船の燃油が急騰している状況の中で、魚価は低迷し漁業経営において大きな負担となっている。こうした状況を受けて、7月15日に全国一斉休漁が予定されているが、この機をとらえ、県内の漁港を対象として漁船の係留状況を把握するため各漁港の航空写真を撮影し、今後の漁港整備に活用する必要がある。この業務の実施には下記の条件が不可欠となる。 撮影可能日が7月15日の1日に限定され、緊急を要し撮影のやり直しが出来ないので高度な技術を要する。撮影範囲が県内全域(県南、県北、五島、壱岐、対馬地域)と広範囲にわたり、284漁港と膨大な箇所を撮影することとなるため、複数の航空機を使用することとなることから、緊急時の連絡体制が整っていること。エス・ジー・シー佐賀航空(株)は、下記のとおり上記の条件を全て満たす県内唯一の業者である。 県内で、長崎空港内に写真撮影用の航空機を所有し航空無線局を設置ている唯一の業者であり、緊急に対応が可能である。 毎年、漁港の航空写真集(長崎の漁港漁村)の撮影実績もあり技術的にも申し分なく、また県内全域を把握しており信頼がおける。そのため、他と競争できず、エス・ジー・シー佐賀航空(株)に相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先	住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	水産部	水産基盤計画課	H20.7.22	平成20年度水産基盤整備 事業効果調査事業	11,025,000	長崎市元船町17 (社) 水産土木3 ンター長崎支所 支所長 志岐 富	建設技術セ	海底耕うん効果調査 この業務は、漁場環境保全創造事業(海底耕うん)実施地区における実施前後の海底地形の変化、底質・底生生物の状況調査及び漁獲調査を行うもので、調査の実施や結果の考察を行うには、海洋特性・水産生物の生態についての専門的知識等が必要である。社団法人水産土木建設技術センター長崎支所は、海洋関係・水産生物の専門的知識を有する職員で構成された公益法人であり、本県の漁場造成事業に関する事前調査、無確の設計、効果調査など数多くの調査を手がけ信頼度の高い成果を上げている。また、当センターは有明海の養殖場における生物生態的・水産土木技術的な数多くのデータ・知見を有しており、今回の海底地形調査、底質・底生生物調査、漁獲調査において海洋特性・水産生物の面からもそれぞれ関連づけて制した調査が可能なのは、県内において社団法人水産土木建設技術センター長崎支所一者に限られるため、相手方が特定される。マウンド効果調査この業務を遂行するには、漁場造成事業にかかる技術知識を有し、現在までの本県における事業(水産基盤整備事業、旧沿岸漁場整備開発事業等)の実績や経過等に関する知識が必要である。社団法人水産土木建設技術センター長崎支所は、漁場造成に関する水産技術及び水産土木技術の専門的知識を有する職員で構成された公益法人であり、本県の漁場造成事業に関する事前調査、魚礁の設計、効果調査など数多くの調査を手がけ信頼度の高い成果を上げている。また、本県の造成漁場における生物生態及び水産土木技術面において数多くのデータを整備し活用できる体勢を整えている。現在、本県海域の漁場造成に関して、海洋特性、水産生物、水産土木技術など豊富な知見をあわせて持っており、その知見に立脚した調査が可能なのは、社団法人水産土木建設技術センター長崎支所一者のみであるため、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	水産部	水産基盤計画課	H20.8.20	平成20年度橘湾地区漁場環境保全創造工事(堆積物除去業務委託)	12,075,000	長崎市茂木町2148番地1 橘湾地区漁場環境保全創造 事業受託共同体 代表者 長崎市茂木漁業協同組合 代表理事組合長 川浦 幸春	本事業では、海底に堆積した廃棄物等を小型機船底曳き網漁船により、効率的に回収する必要がある。このためには、当該海域の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。上記条件に適合するのは、橘湾の沿海漁業協同組合に属する底曳き網漁業者であるが、実施箇所の面積が広く、多数の漁業者あるいは漁協に業務を委託する必要が生じるため、施工管理に多大な労力を要し、また事業の実施精度に不均衡が生じる恐れがある。この点において、橘湾の沿海漁業協同組合で構成された「橘湾地区漁場環境保全創造事業受託共同体」は、構成員が当該漁船を所有し、円滑、確実、迅速な業務の遂行が図られる団体であることから、他と競争できず、委託先が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
37	水産部	水産基盤計画課	H20.11.19	五島地区漁場環境保全創造 工事(食害生物駆除業務委 託)	7,373,100	南松浦郡新上五島町青方郷 2273 上五島町漁業協同組合 代表理事組合長 近藤 守	本事業では、素潜りまたは潜水器等を用いた潜水作業により、磯焼け海域の底棲性の食害生物を効率的に駆除する必要がある。このためには、当該海域の海底地形・食害生物の生息場所等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。上記条件に適合するのは、周辺海域を主漁場とする採介藻漁業者等であるが、これらの条件に加えて、食害生物の駆除作業は、広い面積を短期間に集中して実施する必要があるため、多数の潜水作業員が相互に連携し、組織的に作業を行うことも求められる。上記条件を満たすためには、多数の漁業者に業務を委託し、綿密な施工管理を行う必要が生じることから、作業に多大な労力を要し、また事業の実施精度に不均衡が生じる恐れがある。この点において、当該地域の採介藻漁業者が所属する上五島町漁業協同組合は、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体であることから、同漁協との随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	水産部	水産基盤計画課	H20.11.19	対馬地区漁場環境保全創造 工事(食害生物駆除業務委 託)	5,069,274	対馬市厳原町久田1番地7 厳原町漁業協同組合 代表理事組合長 棧原 靖 重	本事業では、素潜りまたは潜水器等を用いた潜水作業により、磯焼け海域の底棲性の食害生物を効率的に駆除する必要がある。このためには、当該海域の海底地形・食害生物の生息場所等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。 上記条件に適合するのは、周辺海域を主漁場とする採介藻漁業者等であるが、これらの条件に加えて、食害生物の駆除作業は、広い面積を短期間に集中して実施する必要があるため、多数の潜水作業員が相互に連携し、組織的に作業を行うことも求められる。 上記条件を満たすためには、多数の漁業者に業務を委託し、綿密な施工管理を行う必要が生じることから、作業に多大な労力を要し、また事業の実施精度に不均衡が生じる恐れがある。この点において、当該地域の採介藻漁業者が所属する厳原町漁業協同組合は、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が図られる唯一無二の団体であることから、同漁協との随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
39	水産部	水産基盤計画課	H20.12.25	長崎県漁港施設管理システムカスタマイズ業務委託	4,252,500	長崎市恵比須町4-5 NBC情報システム(株) 代表取締役 平井 健司	本業務は、現在運用している長崎県漁港施設管理システムをカスタマイズするものである。当該業務を行える者は、当該システムを構築し、本プログラムの内容を熟知した左記業者以外に存在しないため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
40	水産部	水産基盤計画課	H21.2.5	大村湾地区漁場環境保全創 造工事(堆積物除去業務委 託)	13,807,500	西彼杵群時津町浦郷542-18 大村湾海区漁業協同組合長 会 会長 松田孝成	本事業では、海底に堆積した廃棄物等を、桁網で堆積物除去作業が可能である漁船等により、効率的に回収する必要がある。 このためには、当該海域の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。これらの条件を具備するのは、大村湾の沿海漁業協同組合に属する小型機船底曳網漁業者等であるが、実施海域が広大なため、多数の漁業者或いは複数漁協への業務委託が必要であり、施工管理に多大な労力を要するとともに、事業実施上での精度の均衡確保が困難と思慮される。この点において、大村湾の沿海漁業協同組合で構成され、その漁業活動を共有化している唯一無二の団体である「大村湾海区漁業協同組合長会」は、その構成員である各組合に所属する組合員が小型機船底曳網漁船等を所有していることから、前記条件にも適合するとともに、当該事業の円滑かつ確実・迅速な遂行が期待されるため、同団体との随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	水産部	水産基盤計画課	H21.2.13	平成20年度有明海地区漁 場環境保全創造工事(第2 期海底耕耘業務委託)		諫早市小長井町小川原浦 499 南北高海区漁業協同組合長 会 会長 新宮 隆喜	本事業では、生産力の低下した海域の海底を桁網で耕耘作業が可能である漁船により、効率的に耕耘する必要がある。このためには、当該海域の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。上記条件に適合するのは、有明海の沿海漁業協同組合に属する底曳き網漁業者等であるが、実施箇所の面積が広く、多数の漁業者あるいは漁協に業務を委託する必要が生じるため、施工管理に多大な労力を要し、また事業の実施精度に不均衡が生じる恐れがある。この点において、有明海の沿海漁業協同組合で構成された「南北高海区漁業協同組合長会」は、構成員が当該漁船を所有し、円滑、確実、迅速な業務の遂行が図られる唯一無二の団体であることから、同団体と本業務の随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
42	水産部	漁港漁場整備課	H20.7.14	漁場環境保全創造工事(測量·調查·設計·積算業務委託)	17,010,000	長崎市元船17番1号 (社)水産土木建設技術セン ター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	・漁場環境保全創造工事については、藻場調査の結果により深浅測量範囲の見直しの必要性が生じる可能性があり、また、藻場調査や深浅、測量の結果に基づき、対象藻等から構造物の適正な配置計画を行う必要がある。当工事については、藻場調査、深浅測量、設計、積算が密接に関連していることから、総合的に実施し、結果を取りまとめる必要があるため、藻場の特性や藻場造成の設計等に精通していなければならない。・この業務は、水産庁の指導により、「業務の委託先は水産基盤整備事業等に精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等とする」必要がある。・社団法人水産土木建設技術センター長崎支所は、過去の実績のほか水産基盤整備事業に関する測量・調査・設計・積算業務の経験も豊富で業務に非常に精通しており、藻場礁個々の生物生態学的知見、水産土木工学的知見の蓄積が豊富で、事前調査・藻場礁等の設計・実施後の効果調査等についても信頼度の高い成果を上げている。そのため、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43	水産部	漁港漁場整備課	H20.7.14	広域漁場整備工事(設計·積 算業務委託)	21,315,000	長崎市元船17番1号 (社)水産土木建設技術セン ター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	・この業務は、水産庁の指導により、「業務の委託先は水産 基盤整備事業等に精通し、構造設計、積算及び工事監督等 の技術業務を代行しうる公益法人等とする」必要がある。 ・社団法人水産土木建設技術センター長崎支所は、過去の 実績のほか水産基盤整備事業に関する設計・積算業務の経 験も豊富で業務に非常に精通しており、造成場場個々の生 物生態学的知見、水産土木工学的知見の蓄積が豊富で、事 前調査・魚礁等の設計・実施後の効果調査等についても信 頼度の高い成果を上げている。そのため、他と競争できず相 手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
44	水産部	漁港漁場整備課	H20.7.24	広域漁場整備工事(間伐材付魚礁モニタリング調査業 務委託)		東京都千代田区内神田1- 14-10 財団法人 漁港漁場漁村技 術研究所 理事長 岸野昭雄	全国の調査状況を確認した結果、最も多角的に調査した 実績がある機関は、当研究所のみである。また、当研究所 は水産庁からの委託を受け、全国の間伐材付魚礁に関する 調査の取りまとめを行うなど、知見の蓄積が豊富で業務に非 常に精通し、信頼度の高い成果を上げているため、他と競争 できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
45	水産部	漁港漁場整備課		長崎県西部地区広域漁場整備工事(長崎西工区 調査・ 積算業務委託)	6,405,000	長崎市元船17番1号	本業務は、長崎西工区人工海底山脈造成工事に関し、施工実態等の調査、積算、施工管理を行うものであるが、従来の魚礁沈設工等と異なり、新たな工法に基づき実施するため、 1.標準歩掛が存在せず、独自の歩掛を確立させるための施工実態調査等が不可欠であり、当該調査は公的機関による実施が適当と判断されること。 2.積算・施工管理の委託先については、水産庁部長通知により、「水産基盤整備事業などに精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人とする」旨規定されていること。 等の条件・課題に対応できることが前提となる。以上のことから、これらの条件を満たし、かつ、過去に類似業務を受託遂行した実績を有する機関は、県内では(社)水産土木建設技術センター長崎支所のみであるため、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46	水産部	漁港漁場整備課	H20.8.7	五島地区広域漁場整備工事 (大宝工区 測量·調査·設 計·積算業務委託)	6,825,000	長崎市元船17番1号 (社)水産土木建設技術セン ター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、マダイ等増殖場造成工事のための測量・調査・設計を行うものであるが、本工事は環境調査の結果により深浅測量の範囲見直しの必要性が生じる可能性があるなど、その遂行には増殖場造成工事にかかる専門的知識・技術を有するだけでなく、設置予定海域の海洋学的・生物学的知見に加え、漁場としての特性にも精通し、総合的な取りまとめ能力が必要である。 以上から、効率的かつ正確な業務の遂行が期待でき、従来からのデータ蓄積により本県海域の個々の特性を詳細に把握している唯一の機関(社)は、水産土木建設技術センター長崎支所であるため、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
47	水産部	漁港漁場整備課	H20.8.13	五島地区広域漁場整備工事 (天板付魚礁モニタリング調 査業務委託)	3,307,500	長崎市元船17番1号 (社)水産土木建設技術セン ター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、魚礁の蝟集(いしゅう)機能の比較検証を行うものであるが、その遂行には魚礁にかかる専門的知識・技術を有するだけでなく、調査予定海域の海洋学的・生物学的知見に加え、魚礁に蝟集する魚介類の特性にも精通していることが必須である。 以上から、効率的かつ正確な業務の遂行が期待でき、従来からのデータ蓄積により本県海域の魚礁漁場の特性を詳細に把握している唯一の機関は、水産土木建設技術センター長崎支所であるため、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
48	水産部	漁港漁場整備課	H20.8.7	長崎県西部地区広域漁場整備工事(五島西部工区湧昇 効果確認調査業務委託)	53,760,000	長崎市元船17番1号 (社)水産土木建設技術セン ター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は造成した人工海底山脈の湧昇効果を確認するものであるが、その遂行には当該構造物の造成に関する豊富な知識と経験、技術を有するだけでなく、当該海域の環境的・生物的知見を有するとともに漁場特性に精通していなければならない。このような専門的知識、技術、経験を有する唯一の機関は、(社)水産土木建設技術センター長崎支所であるため、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
49	水産部	漁港漁場整備課		広域漁場整備工事(施工管 理業務委託)	37,800,000	長崎市元船17番1号 (社)水産土木建設技術セン ター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務を行うには、漁場整備工事の施工に関する豊富な知識と経験、技術を有する必要がある。このような専門的知識、技術、経験を有し、国が「測量及び試験費」の委託先として掲げる「水産基盤整備事業などに精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等」に該当する県内唯一の機関は、社団法人水産土木建設技術センター長崎支所であるため、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

		-		
2414	后名	 7K		414
-11	101 7 0	/ IX	産	-۱۱

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
50	水産部	漁港漁場整備課	H20.12.22	長崎県北部地区広域漁場整備工事(壱岐西工区 設計・ 積算業務委託)	10,290,000	長崎市元船17番1号 (社)水産土木建設技術セン ター長崎支所支所長 志岐 富美雄	本業務は人工海底山脈造成工事の設計・積算業務を行う ものであるが、その遂行には本工事にかかる専門的知識、 技術、経験を有する必要がある。 よって、過去に県営の人工海底山脈造成工事に関する設計・積算業務全て受託し、効率的かつ正確な業務の遂行が 期待できる唯一の機関は(社)水産土木建設技術センター長 崎支所であるため、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
51	水産部	漁港漁場整備課		長崎県西部地区広域漁場整備工事(長崎西工区 施工管理業務委託)	3,885,000	支所長 志岐 富美雄	本業務を行うには、漁場整備工事の施工に関する豊富な知識と経験、技術を有する必要がある。このような専門的知識、技術、経験を有し、国が「測量及び試験費」の委託先として掲げる「水産基盤整備事業などに精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等」に該当する県内唯一の機関は、社団法人水産土木建設技術センター長崎支所であるため、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
52	水産部	漁港漁場整備課		長崎県北部地区広域漁場整 備工事	12,705,000		当該工事は海底に石材によるマウンドを造成するという性質上、出来型確認の測量が不可欠であり、造成海域の詳細な海底地形等を予め把握し、管理基準等を設定する必要がある。これらの把握には、相当高度な海洋測量技術が求められる。また、当該工事は新工法のため、標準歩掛が存在せず、独自の歩掛を研究し確立させる必要があり、そのためには施工実態の詳細な調査及び出来形の調査が前提となる。さらに、公共工事の標準歩掛決定のための調査は、公的機関が実施することが適切である。以上の条件・課題に即応した技術・知見を有し、水産庁が「測量及び試験費」の委託先として揚げる「水産基盤整備事業などに精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人など」に該当し、過去4地区の人工海底山脈造成工事に関する類似業務を受託遂行した実績を有する県内唯一の機関は、(社)水産土木建設技術センター長崎支所のみであるため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号